

森林法（昭和 26 年法律第 249 号）第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定による通知を受け取るべき森林所有者又はその森林に関し登記した権利を有する者（以下「森林所有者等」という。）の住所が不明なので、同法第 189 条の規定により、次のとおり公告する。

なお、森林所有者等及び関係人は、いつでも下記の保管場所で通知を受け取ることができる。

平成 19 年 11 月 9 日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 通知の題名 保安林の指定施業要件の変更予定について
- 2 通知の要旨 次の表の左欄に掲げる森林所有者等の所有又は権利に係る同表の右欄に掲げる土地について、森林法第 33 条の 3 において準用する同法第 30 条の規定により行った保安林の指定施業要件の変更予定の告示（平成 19 年 10 月 5 日付鳥取県告示第 843 号）の内容  
（告示の内容）

1（1） 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岸根 功	岩美郡岩美町大字網代字網代坂 283
橋本 市藏	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 301 の 1
岩垣勝次郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 302
吉田権十郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 305
岩垣新一郎	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 306
吉田二美夫	岩美郡岩美町大字網代字大網代南側 309
村上 重松	岩美郡岩美町大字網代字先網代 406
橋浦 増藏	岩美郡岩美町大字岩本字島根山 1216 の 1
石谷 善一	〃
中村 義治	〃
橋浦 増藏	岩美郡岩美町大字岩本字島根山 1216 の 5
石谷 善一	〃
中村 義治	〃
中村 保壽	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1224
山口 もと	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1226
河本亀太郎	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1230
中村 保壽	岩美郡岩美町大字岩本字松山 1235
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1242
山口 もと	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1250
山下 源藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1252
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1256
河本 勇一	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1264

岩村 文隆	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1265
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1269
山下 源藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1271
松谷岩太郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1272
山下治三郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1279
宮口 平藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1280
奥根 龍藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1282
石河 富藏	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1285
岩村 文隆	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1287 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1287 の 2
山本嘉七郎	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1292
澤 春義	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1295
寺西 豊美	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1304
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1305
〃	岩美郡岩美町大字岩本字綿市谷 1311
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1343 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1343 の 2
中村 壽男	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1361
〃	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1362
岡田 治美	岩美郡岩美町大字岩本字家ノ上 1365 の 1
原田 絹枝	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1366
山本 昭	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1367
村川代太郎	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1373
本田 實藏	〃
山本 昭	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1395
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1402
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1403
岩田千代藏	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1405 の 2
前川 嘉藏	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1409
川口 幸男	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1410 の 1
〃	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1410 の 2
石河 ひさ	岩美郡岩美町大字岩本字沓井 1411
前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字越後谷 2213 の 3

濱口 藤藏	〃
前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字一ノ谷 2337 の 1
濱口 藤藏	〃

(2) 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

大字網代字先網代 406

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所

次の表の左欄に掲げる森林所有者等の別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる場所

岩垣 守彦	岩美郡岩美町大字網代字網代坂 284 の 1
濱口 清七	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 421
奥谷與三郎	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 422
大谷 鬼實	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 423
山下 弘雄	岩美郡岩美町大字大羽尾字屋敷 424
尾崎 俊彦	岩美郡岩美町大字鳥越字原谷奥 973 の 3
〃	岩美郡岩美町大字鳥越字大谷東側 986 の 4
川本 幸一	岩美郡岩美町大字鳥越字大谷東側 986 の 6
前根 直治	岩美郡岩美町大字大谷字畑ノ谷 2316 の 2
濱口 藤藏	〃
澤 重吉	岩美郡岩美町大字大谷字畑ノ谷 2318 の 2

(2) 保安林として指定された目的

土砂の崩壊の防備

(3) 変更後の指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、岩美町森林整備計画で定める標準伐期  
齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を鳥取県農林水産部森林保全課及び岩美町役場に備  
え置いて縦覧に供する。)

- 3 通知の掲示場所 岩美町役場
- 4 通知の保管場所 鳥取県農林水産部森林保全課